

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和6年9月17日

公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター
理事長 石鍋 敏夫

1 業務の概要

(1) 業務名 「公社ニュース トキメキ」企画・編集業務委託

(2) 業務目的

公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター（以下「センター」という）が発行する「公社ニュース トキメキ」は、発行部数（35万5千部、区内全戸配布）では足立区の発行する「あだち広報」と並ぶ広報媒体として、発刊以来30年以上、区内産業の活性化と区民生活の向上につながる情報を発信してきた。

令和7年5月号以後の発行にあたり、より見やすく分かり易く区民に情報を効果的に伝えることができる紙面に刷新することで、紙面の内容を充実させ、現在の読者に加え、新規読者を獲得し、情報発信媒体としての機能強化をはかることを目的とする。なお、紙面の充実にあたっては特に以下の点に留意する。

- ア 平易で分かりやすい文章と興味を引くキャッチフレーズで構成された記事
- イ ターゲットを意識した、洗練されたデザインやレイアウトの表紙及び特集記事
- ウ 内容に応じたインパクトのある写真やイラストの使用
- エ 読者に行動変容を促す効果的な記事と構成

(3) 本契約に関する納品物

- ア 各号の「公社ニュース トキメキ」紙面データ
（印刷用データ及びホームページ掲載用データを含む）
- イ その他業務報告書

(4) 「公社ニュース トキメキ」の内容

ア 発行目的

生活産業情報広報誌である本紙を区民に提供することで、区民の講座・イベント等への参加や商店街での買い物等の経済活動の活性化につなげ、足立区内の中小企業の経営安定化と区内産業の発展及び振興を図るとともに、区民生活の向上に役立てる。

イ 本紙の規格等

- (ア) タイトル 「公社ニュース トキメキ」
- (イ) 発行日 毎月1日発行
- (ウ) 規格 タブロイド判 8ページ 全ページカラー刷り
- (エ) 本紙の基本レイアウト

- ①記事 各ページ11段 ヨコ書き
- ②広告欄 一面下4段、中面下3段、最終面下6段
- ウ 発行部数 毎月360,000部程度
- エ 配布場所 足立区内全戸 区内各駅 区内各施設
- オ 配布方法 (公社)足立区シルバー人材センターによる配布
- カ 記事内容
 - (ア) 足立区産業経済部の事業及び区内産業の発展及び振興に資する情報
 - (イ) 足立区内各公社等の事業に関する情報

- (5) 本契約の対象となる発行号
令和7年5月号から令和8年4月号まで

- (6) 業務内容
 - ア 発行調整業務
 - イ 編集業務
 - ウ 記事掲載団体の作成した原稿の編集
 - エ 新規記事の企画・取材・作成業務
 - オ 広告募集作成業務との連携
 - カ 印刷業務との連携
 - キ 配布業務との連携
 - ク 区関係機関等の配布
 - ケ 事務局業務

- (7) 履行期間
令和7年2月1日～令和8年3月31日
※ 毎年度後半に開催する評価委員会の評価が良好な場合に限り、予算の範囲内で契約を更新できる。なお、更新は1年単位とし2回を限度とする。評価委員会及び評価基準については、契約時までには別途規定する。

- (8) 提案限度価格
18,000,000円(消費税込み)
※ この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

- (9) 最低制限価格
なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

- (1) 提案書提出者に要求される資格要件
 - ア 対象業務における足立区又は東京都電子自治体共同運営協議会電子調達サービスでの競争入札参加資格を有していること。
なお、上記の競争入札参加資格を有しない者は、参加表明書、直近3期分の財務帳票類

(写し) と併せて次の書類を提出すること。

(ア) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本、発行後3か月以内のもの)

(イ) 営業所表(標準様式第4号)

(ウ) 委任状(標準様式第5号。当該業務において代理人を置く場合に限る。)

イ 特別の理由がある場合を除くほか、当該に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又はセンターに対し、足立区又はセンター発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ク 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

ケ 自社または他の自治体及び団体などからの委託により、同様の業務を行った実績があり、具体的な提案が行えること。

コ 同様の業務の中で記事執筆及びデザイン・レイアウトを行った経験がある者を揃えること。

サ 自社で、全国紙または地方紙と同等の「用語の手引き」や「表記の統一」などの校正基準を設けて、その体制が十分であること。

シ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

ス 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

セ 会社法等に基づく法人であること。

(2) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書提出者を選定するための評価基準
別紙1「提案書提出者選定基準」のとおり

(4) 提案書を特定するための評価基準
別紙2「提案書特定基準」のとおり
なお、提案書特定時、ヒアリングまたはプレゼンテーションを実施する。

4 手続き等

(1) 担当課

〒120-8575 足立区千住一丁目5番7号 あだち産業センター2階
公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 総務課

【担当】 矢神、小曾戸、稲本、吉野

【電話】 03-6812-0871

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間 令和6年9月17日（火）から令和6年9月30日（月）
土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所 4（1）に同じ。
- ウ 交付方法 希望者に直接交付する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年10月1日（火） 午後5時まで
- イ 提出場所 4（1）に同じ。
- ウ 提出方法 書類を持参。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年11月29日（金） 午後5時まで
- イ 提出場所 4（1）に同じ。
- ウ 提出方法 持参により、書類及びデータが入った **CD-ROM** を提出
※ 提案書・プロトタイプ（事前課題）ともに正本（代表者印押印）
1部、副本15部（ただし会社名その他会社名が判別できる箇所
を黒で塗りつぶしたもの）

5 スケジュール（予定）

項目	日程
説明書の交付	令和6年 9月17日（火）から 令和6年 9月30日（月）午後5時まで
説明書に関する質問期限	令和6年 9月24日（火）
参加表明書の提出期間	令和6年 9月17日（火）から 令和6年10月 1日（火）午後5時まで
提案書提出者選定結果の通知	令和6年11月 1日（金）
提案書の提出期間	令和6年11月 1日（金）から 令和6年11月29日（金）午後5時まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和6年12月20日（金）
選定結果通知	令和7年 1月10日（金）
契約締結	令和7年 1月31日（金）まで

以上

別紙1 「提案書提出者選定基準」

提案書提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指 標
経営規模	経営規模は妥当であるか	10%	資本金、売上高
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	30%	企業の技術者数 (ディレクター、デザイナー、カメラマン、イラストレーターなど)
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	5%	自己資本比率
業務執行 技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	50%	同種・類似業務の実績
地域精通度	業務対象エリアの特殊情報に熟知しているか		近隣エリアにおける対自治体業務実績
社会的貢献度	社会的貢献度・地域貢献度があるか	5%	ISO14001、ISO27001、WLB (ワーク・ライフ・バランス) 認定、えるぼし認定等の取得状況
合 計		100%	
区内業者	区内に本店のある業者に5%を加点する	+5%	

※ 提案書提出者の選定概数 原則として上位5者

※ 提案書提出者の選定は、原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

※ 評価項目「履行保証力」については、経営状況が不安定であり、業績の信頼性に不安があると、「公社ニュース トキメキ」企画・編集業務委託プロポーザル選定委員会において認められた場合には、失格とする。

別紙2「提案書特定基準」

提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指 標
業務遂行能力	従事する人員の質や体制などは妥当か	25%	業務の実施体制
提案内容の的確性	検討項目の内容は具体的で量も妥当か	20%	主要検討事項の把握度及び具体性
	独創性かつ実現性があるか	25%	プロトタイプ(事前課題)の独創性があり内容は妥当か
	業務の実施手順、校正の過程は妥当か	10%	実施フロー又は工程表の妥当性
コスト	コストは妥当か	5%	提案見積価格
法令遵守	個人情報保護・インサイド情報に関する対策を講じているか	5%	各種内規の内容は妥当か
説得力	説明に説得力があるか 論理的か	10%	ヒアリング内容(プレゼンテーション等) プレゼン等における説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等について
資料調製力	打合せ資料・報告書が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか		
合 計		100%	
区内業者	業者及び業務の条件	加点(%)	
	区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5	
	区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4	
	区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3	
	区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2	

※ 提案書の特定は、原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。